特に多いご質問

前回の定期申請で特に多かったご質問とその対処方法についてご案内するものです。

No	質　問	原 因 等	対 処
1	定期受付の**継続申請**はどのようにして行いますか。	継続申請は、令和３年度以降一度でも認定を受けたことがある事業者のみ行うことができます。 ただし、全廃業の廃業届が受理され、認定が失効した場合は新規申請を行ってください。	1.資格申請システムの「定期受付 継続申請」から申請書データを作成・送信します。 2.資格申請システムで、添付書類（紙）の一部を印刷します。 3.添付書類（紙）を各申請先へ郵送します。 4.残りの添付書類（電子）を電子申請サービスで送信します。 詳細は、「定期申請書類提出までの基本の流れ（継続申請）」や「申請の手引き」等をご覧ください。 ・令和9・10年度定期申請＞定期申請書類提出までの基本の流れ（継続申請） （https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/teiki_nagare_keizoku.html） ・令和9・10年度定期申請＞手引き・様式・マニュアル （https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/teiki_download.html）
2	申請書を開こうとしたところ、**「他ユーザが使用中です。」**とエラーが表示されました。	次のような操作をした場合、「申請書の画面を開いている」という情報だけが残ってしまい、他に操作している人がいないにもかかわらず、このエラーが表示されることがあります。 ・画面右上の「×」ボタンで画面を終了した場合 ・画面左上の「←戻る」「→進む」ボタンをクリックした場合 ・30分以上何も操作を行わず、自動的にログアウトした場合 ・パソコンを強制終了した場合 ・通信エラーで処理が中断して終了した場合	最大２時間半程度で自動的に解除されますので、時間を置いて再度操作を行ってください。 システムでの自動解除となり、手動による解除はシステム上できませんのでご了承ください。
3	申請書を作成しようとしたところ、**「他の届出が提出されているため、受け付けることができません。」**とエラーが表示されました。	申請書は、同時に２つ以上作成・送信することはできません。 **作成中（保存）**または送信済み（審査中）の申請がある状態で、同一の認定番号の申請を新たに申請しようとすると、このエラーが表示されます。 ※１つの事業者につき１つの認定番号となります。所在地が異なる申請等であっても同一の事業者から複数の申請はできません。 ※名簿の年度が違う場合は可能です。 ・令和7・8年度随時申請と令和7・8年度随時申請→×不可 ・令和9・10年度定期申請と令和9・10年度定期申請→×不可 ・令和7・8年度随時申請と令和9・10年度定期申請→○可	資格申請システムで状況を確認し、作成中**（保存）**または送信済み（審査中）の申請書を修正して送信するか、取り下げてください。 状況の確認は、資格申請システムにログインし、「申請状況確認」で行ってください。 確認後、その申請書を修正する場合は、資格申請システムにログインし、「申請書選択」で「修正実行」をクリックして修正した後、送信してください。 保存した申請書は、下記No5の手順で再作成可能です。 申請書を取り下げる場合は、「申請書選択」で「取り下げ実行」をクリックしてください。
4	送付先別提出書類一覧表など、資格申請システムから**書類を印刷することができません。**	PDFファイルを利用するためのソフトウェアがパソコンに入っていない、もしくは、お使いのブラウザで必要な設定がされていないか、不足している可能性があります。	資格申請システムからログアウトした後、スタートボタン＞コントロールパネル＞プログラムと機能を開いて、「Adobe Acrobat Reader」（文書閲覧用のソフトウェア）がパソコンに入っているかどうか確認してください。 ●入っていない場合 アドビシステムズ社が無償配布している「Adobe Acrobat Reader」をダウンロードしてください。 ・「Adobe Acrobat Reader」のダウンロード （https://get.adobe.com/jp/reader/） ●入っている場合 お使いのパソコン・ソフトウェアが必要環境を満たしているか確認のうえ、「お使いのブラウザで必要な設定」（**ポップアップ許可の登録**）を行ってください。 ※ 令和８年５月に、かながわ電子入札共同システムがリニューアルしたため、再度設定が必要になります。 ・事前準備 （https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/junbi.html）
5	**保存した申請書**を修正する場合はどのように申請書を開きますか。	―	資格申請システムにログインし、「申請書選択」の「修正実行」で修正してください。 「修正実行」をクリックすると、申請書が送信前の状態に戻ってしまいますので、修正しなくても必ず送信を行ってください。 ・令和9・10年度定期申請＞手引き・様式・マニュアル「5.5申請書データの修正」を参照 （https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/teiki_download.html）